

## 平成 24 年川俣町議会第 7 回臨時会会議録

平成 24 年川俣町議会第 7 回臨時会は、7 月 11 日川俣町役場議場に招集された。

### 1. 応招議員は、次のとおりである。

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 村上源吉君   | 2 番 高橋道弘君   | 3 番 高橋真一郎君  |
| 4 番 嶋原利光君   | 5 番 高橋道也君   | 6 番 菅野清一君   |
| 7 番 菅野意美子君  | 8 番 菅野正彦君   | 9 番 黒沢敏雄君   |
| 10 番 佐藤喜三郎君 | 11 番 五十嵐謙吉君 | 12 番 高野善兵衛君 |
| 13 番 石河清君   | 14 番 遠藤宗弘君  | 15 番 斎藤博美君  |
| 16 番 新関善三君  |             |             |

### 2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

### 3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

### 5. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

|         |       |           |        |
|---------|-------|-----------|--------|
| 町 長     | 古川道郎君 | 副 町 長     | 永田嗣昭君  |
| 総 務 課 長 | 高橋清美君 | 企画財政課長    | 菅野浩市郎君 |
| 町民税務課長  | 高橋良之君 | 保健福祉課長    | 佐藤真寿夫君 |
| 建設水道課長  | 佐藤賢助君 | 原子力災害対策課長 | 沢口進君   |
| 産 業 課 長 | 沢井一雄君 | 教育委員長職務代理 | 高橋裕美子君 |
| 教 育 長   | 神田紀君  | 教 育 次 長   | 仲江泰宏君  |
| 総務課長補佐  | 大内彰君  | 生涯学習課長    | 松本康弘君  |

### 6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

|        |      |     |      |
|--------|------|-----|------|
| 議会事務局長 | 佐藤光正 | 書 記 | 橋本文雄 |
|        |      | 書 記 | 菅野春華 |

### 7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

議案第 43 号 平成 24 年度川俣町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 4 号 平成 2 4 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

### 開会及び開議の宣告

- 議長（新関善三君） ただいまの出席議員は、１６名です。定足数に達しておりますので、ただいまより平成２４年第７回川俣町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。（午後２時０９分）

- 議長（新関善三君） 会議を進める前に申し上げます。

本日は、大変気温が上がっておりますので、上着を脱いでも結構です。

- 議長（新関善三君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において１１番議員 五十嵐謙吉君、１２番議員 高野善兵衛君を指名いたします。

- 議長（新関善三君） 日程第２，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日とすることに決定いたしました。

- 議長（新関善三君） 日程第３，町長からの提案要旨の説明を求めます。町長。

- 町長（古川道郎君） 本日ここに、平成２４年第７回川俣町議会臨時会を開催するにあたりまして、議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたします案件は、国保税の税率及び税額を前年度と同様に据え置くための補正予算に係る議案が２件でございます。

今般の国民健康保険特別会計に対する一般会計からの法定外繰り入れにつきましては、本町においては、初めての措置となりますが、自営業者や年金生活者、非正規雇用者などの被保険者等の状況や、原発事故により大きな不安を抱えている状況などを鑑みて、今年度については一般会計からの繰り入れにより、国保税の税率及び税額を前年度と同様に据え置くこととしたものでございます。

なお、今回の補正予算におきまして、税率と税額を据え置くこととする内容を国保運営審議会の諮問・答申を得た中で進めたところですが、予算につきましては、地方自治法にも基づき議会の議決を得なければならないものであります。今後ともこれを徹底し、適正な執行を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、提出議案の要旨について、ご説明申し上げます。

議案第４３号「平成２４年度川俣町一般会計補正予算（第２号）」は、既定の予算額２４億９,２０２万７,０００円に、歳入歳出それぞれ３,７４８万５,０００円を追加し、予算の総額を２４億２,９５１万２,０００円とするものでございます。こ

れは国保税の税率及び税額を前年度と同様に据え置くこととしたことに伴い、一般会計からの操出金の増額補正を行うものでございます。補正総額は、国民健康保険特別事業会計操出金のうち、税負担軽減対策事業操出金として3,748万5,000円を計上し、この増額分を財政調整基金からの繰り入れで措置いたすものでございます。なお、国保税賦課の際の基礎数値となります平成24年度の固定資産税につきましては、今年度は3年に一度の評価替えの年ではありますが、地震被害及び東京電力原子力発電所事故の影響による特別な補正を行い、原子力災害については土地は1割減額、家屋は3割減額し、いずれも当初予算に見込んでいるところでございます。

議案第44号「平成24年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、事業勘定の既定の歳入歳出の予算の総額17億8,437万4,000円のうちで歳入を補正するものでございます。これは平成24年度の国民健康保険税賦課にあたり、国保税の案分率を平成23年度と同率、同額とするための補正予算で、歳入財源の組み替えが内容となっております。国保の税率案分率について、平成23年度と同じ国保税の案分率で計算いたしますと、賦課の基礎数値となる基準総所得金額の減や、評価替えなどによる固定資産税相当額の減などにより、今年度見込みました保険給付費を賄うのに必要な国保税が、税率等据え置きの場合1億316万円不足する結果となりました。このため、税負担軽減策として、1つには、支払基金からの療養給付費精算交付額2,000万円を充て、2つ目は、国保特別会計内に不足する額の補てんを一般会計から3,748万5,000円を税負担軽減対策事業として繰り入れを行い、3つ目として、国保特別会計の平成23年度決算見込額のうちから、決算剰余金を4,567万5,000円計上し、総額1億316万円を確保するものでございます。これらは歳入のみの補正で、歳出の補正はございません。

以上で提出議案の要旨の説明といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ可決を賜りますようお願いを申し上げます、提案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（新関善三君）　ここで企画財政課長より、発言を求められておりますので許します。企画財政課長。
- 企画財政課長（菅野浩市郎君）　それでは、今般の予算対応につきましてのお詫びを申し上げます。

平成24年度の国保税率、税額の据え置きに伴います一般会計からの操出金の予算措置につきましては、国保運営審議会を経たことから、9月補正でよいものというふうに認識をしておりましたが、予算はあくまで議会で議決しなければならない案件であることと認識を改めたところでございます。今回の対応につきましてお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

- 議長（新関善三君）　保健福祉課長。
- 保健福祉課長（佐藤真寿夫君）　お詫びを申し上げます。

今年度の国保会計における国保税の取扱いにおきましての補正予算の計上につきまして、これまでの経過において国保運営審議会の決定による予算の計上時期などの説

明を申し上げてまいりましたが、予算の議決は議会ではできません。国保運営審議会では予算を決定する場ではございませんので、今後認識を改めまして予算計上につきましてしっかり議会に提案を適正な対応を徹底してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。お詫びとさせていただきます。

- 議長（新関善三君） 日程第4、議案第43号「平成24年度川俣町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

- 企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第43号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第2号）について説明した。

- 議長（新関善三君） これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

- 2番（高橋道弘君） 一括審議しないんで、それぞれに聞くしかないんですけども、これ初めて一般会計から繰り入れるということなんですけど、今の課長の話だと、来年度以降の話は全然どこにもないわけです。だから、今年はこうやるんだという、それは説明で分かりましたよ。だけど、来年度以降はじゃどういう方針で臨むのか。ここがないと今年度限りなのか、そこはどうなんですか。その安定財源を確保しないと国保会計って運営できないわけですから、そういうことからいけば、来年度以降もずっと一般会計で足りなければ繰り出すんだと、こういう前提でのご提案なのかどうなのか、一般会計を担当しているほうの責任者としてどう考えているのか、町としてどういう方針になっているのかお聞きしておきます。

- 議長（新関善三君） 企画財政課長。

- 企画財政課長（菅野浩市郎君） 前段不明

どれだけ医療のほうに経費が必要かというのも、実際にそういった状況になってみないと分からない状況もあるかと思いますので、実際のそういった状況も踏まえながら、やはり今年と同じような状況になるような場合は、ある程度やはり一般会計からの負担というものを考えることも必要かと思いますが、それ以外にも例えばいろいろな制度上の見直し等も含めながら今後の中では総合的に、例えば国のほうへの要望も含めて総合的に考えていくべきものと現段階では考えております。

以上で答弁いたします。

- 議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

- 2番（高橋道弘君） 全然答弁になってないと思うんだけど、結局考えてないということでしょう、今言ってるのはね。だって、いいですか。皆さんから私どもがいただいている資料を見れば、単年度ごとに見ていけば繰越金がない年もあるわけですよ。例えば22年度なんて繰越金ゼロなわけだよ。国保会計の繰越金。基金2,600万円取り崩して何とかやった。そのときに今後のシミュレーションを考えるとということで出てきたわけですよ。だから、4,600万円くらいの繰越金は、1回インフルエンザが流行ったり風邪が流行ったりすればあっという間に飛ぶんですよ、川俣町は。最

高では多分あと国保、保健課長に聞くけど、最高で当初の給付費を約1億近くかかった年だってあるわけですよ。国保会計で。当初で見込んだものよりも給付費が1億も伸びたときもあるわけだ。そういうときに、じゃ、1億円全部出すんですかと、一般会計で、また。そういうことを繰り返していけば、ですよ、とんでもないことになりますよね、最終的には。だから、その総合的な今後も含めてね、これはなってみなければ分からないというのは、ほんなの誰だってそれはそうよ。けども、なってみなければ分からないことも想定しながら予算は組むんだし、将来のシミュレーションを作ってくわけじゃないですか、危険率も含めて考えて。あるいは疾病の今までの経過も踏まえてそれは作っているわけでしょう。だから、そういったことを考えたときに、去年は、今年は4,567万5,000円の繰越しあった。23年度は3,100万円あった。22年度はゼロだった。大体平均してここ7年間の資料を見ると2,300万円くらいしかないでしょう、繰越金は。平均して見てけば。だから今年は倍あるわけだね。平均から見たら。だから、その分が平均値に落ちたらば、3,700万円はですよ、5,000万超える話になるわけですね、一般会計から持ち出すのが。だから、そういったシミュレーションをちゃんとして、町としての方針を持って今回提案をなさっているんですかと。来年度以降はないのか、あるのか。一般会計からの繰り入れってというのは。そこをはっきり答弁してください。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいま議員お質しのように、確かにインフルエンザとかが流行れば大きな支出が出ると思います。それで実際、繰越金も金額的にはなかなか明確にならないところがあるかと思ひまして、また、そのほか基金のほうもかなり少なくなっておりますので、考え方として、例えばですけども、収入と支出のほうをよく鑑みながら、例えばある程度基金のほうの造成のほうも含めた考え方、一般会計からの繰り出しとかもそういったことも視野に入れながら、今後の中で大変支払いが多くなることも想定しながら、そういった対応をある程度基金とかももう少し充実するような考え方が必要ではないかと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 基金充実するって、基金は繰越金からしか積んでないじゃないですか。基金造成するのに一般会計からまた出すの。会費、料率伸びるのを抑えるのに出して、今度基金作るのにまた出すの、一般会計から。全然制度仕組み分かってないんじゃないですか、それでは。例えばですよ、今その山木屋地区の方々は、保険料減免になってますよね。そして、保険給付費のほうも国でみんな見ているわけですよ。実際は。それが解除になったときですよ、とんでもないことになりますよ。今のような考え方でやっていたらば。山木屋の人の保険給付費も払わなければならない、山木屋の人から保険料は入ってくるかもしれないけども、それよりも出るほうが多くなるんじゃないですか。当然にして。だから、一般会計から繰り入れるのか繰り入れないのかと、今後。今は繰り入れると言ったんだよね。これからも繰り入れていくんだと。こういう話をしてるんですけど、それでは質問変えますけども、じゃ、町は今年の4

月1日から共済組合、皆さんが入っている、そちらでひな壇に座っている共済組合の保険料率変わりましたね。全国の協会健保の保険料率も変わりましたね。上がりましたよね。じゃ、多くの方が入っている全国協会健保の保険料率と1人当たりの保険料と、皆さんが加入している共済組合の保険料率と1人当たりの保険料と、今回やることによって川俣町の国民健康保険加入者の1人当たりの保険料と、これ比較して出してください。それが適正かどうかというのはそこで考えなくちゃいけないわけでしょう、だって。国保の加入者だけが町民ではないんだから。1万5,000人の町民のうち国保の加入者は2,000数百人に過ぎないわけじゃないですか。残りの1万3,000人は違う保険に入っているわけですよ。その人たちの保険料の負担率と負担金額と、国保の方々との負担金額のバランスがとれているかどうか、それを是非示していただきたい。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただ今のそれぞれの保険料ですか、国保も含めた1人当たりの金額としましては、ただ今資料を持ち合わせておりませんので、資料ができ次第お示ししたいと思いますので、お時間をいただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

21年度の実績の例で全国の各保険者の比較ということで、古い資料にはなるんですけども、1人当たりの平均保険料で川俣町の場合は1人当たり7万3,814円です。全国ベースですと8万3,000円。

○議長（新関善三君） 答弁者に求めます。質問の趣旨と回答は違うわけなんで、質問の趣旨を。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 直近のやつは持ち合わせしておりませんので、21年度の実績しか私、持ってなかったのです。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁を申し上げます。

考え方を述べさせていただきますが、数字はともかくとして国保会計で今質問ありましたように、社会保険等も共済組合なども負担が上がっているような状況がございます。そのとおりだと思います。国保について今回のやつは私もいろいろ協議を深めたんでありますが、これは今回の原発事故、地震等も含めた中で今回のこの据え置きというものは現状から見ればやむを得ないものだろうというようなことでやった経緯がございますので、その点については理解をいただきたいと思います。また、今後の国保運営でございまして、先ほど財政課長のほうからこのあとも一般会計からも繰り入れをするようなことがあるかもしれないというような話があったわけですが、医療費の動向なども踏まえながらこれは国保会計ですね、健全な会計を維持しなくちゃなりませんので、そういったことを踏まえましたときに、今質問ありましたように、国保だけじゃなくて一般の社保関係等も含めたバランス等も当

然あるわけであります。そんなことを考えましたときには、やはり上げざるを得ない、負担をいただくときにはいただくことは必要だと我々もっております。そういったことについては、議会のほうの先程来やっておきますので、議会の議決を経なければなりませんから、十分議会のほうとも議論を深めてその国保税については取り組んでいくというのが今回の補正に当たって内部で検討した経緯でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 前段不明。

いわゆる一般会計補正予算の。

○議長（新関善三君） 遠藤議員に申し上げます。まだ、前段のあれ解決しておりませんので。まだ、答弁が。申し訳ございません。この資料の説明、検討資料の説明。

○議長（新関善三君） 申し上げます。ここで暫時休議いたします。

（午後2時39分）

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後3時33分）

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどのご質問ですが、はじめにちょっとお詫びですが、すべての組合のものはまず分かりませんでした。あと各保険者の比較につきましても、一番新しいので平成22年度までしか分からなかったものですから、その中身について答弁申し上げたいと思います。

まず、組合掛け金のアップ率は、これは共済組合のものですけども、23年度と24年度の比較では0.25%のアップでございます。

また、各保険者の比較でございますが、これは平成22年度でございますけれども、市町村国保から加入者1人当たりですが、平均保険料が市町村国保が8.1万円、あと協会健保が9.7万円、あと組合健保が9.3万円、あと共済組合が11.2万円でございます。

また、1世帯当たりと保険者1人当たりというふうになりますが、市町村国保は1世帯当たりで14.2万円、協会健保が被保険者1人当たりで17.2万円、あと同じく組合健保が被保険者1人当たりで17.7万円、あと共済組合が被保険者1人当たりで22.7万円でございます。また、市町村国保の中でこれは全国平均ですが、川俣町の平成22年度の状況につきましては、加入者1人当たりの平均保険料が8.7万円、あと1世帯当たりの保険料が15.8万円ということでございます。大変申し訳ございませんが、ここまでしか分からなかったものですから、以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 次の質問者に、遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 私は、この川俣で初めて国保に一般会計を繰り入れて保険を引

き下げることについては、賛成の立場で発言したいと思うんですが、それ以前の問題としてですね、この今回の提案の仕方というのは、基本的に大きな誤りをおかしていると。これは本来であればこれは議会の役職の立場にある人が言うべきなんだと思うんですが、誰も発言がないものですから私のような平の立場であえて申し上げざるを得ないと思って発言しているわけですが、予算の議決というのは議会にきりないんですよ。議会の議決を経ないままに前年と同じ保険料に据え置きますよとか、裏付けのないことを盛んに言って、結局全員協議会の中で説明があっても9月の議会に間に合うんだと、9月議会の補正で十分なんだというようなことを担当課長は言っているわけですね。それでやっと今度臨時議会で議決がなければ執行できないでしょうと、保険証の納付書も何も発行できないでしょうと、これは事前執行になりますよということで初めて今回の臨時議会ということでまともな形になったわけですね。町当局としては、予算の議決、議会の議決権というものをどのように考えているのか。私は余り勉強しないものですから、予算の問題については予算の事前議決の原則というのが、いわゆる予算については明確に定められているんですね、私が手にしている議員必携の中では。当局としては、予算の議決がないものは一切執行することができないんだという、この原則が全く軽視されたまま行政が行われようとしたわけですね。こういうことに対する町当局の考え方、これについて私はまず質したいと思う次第であります。

- 議長（新関善三君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、私のほうとしましても国保運営審議会のほうで確認されて9月でいいというふうなことでの最初判断をしておりましたが、やはりそれは大変誤りだということで、認識を新たにしたところでございます。今後におきましても予算の裏付けということをきちんといただきながら、業務の執行に当たりたいというふうに考えております。以上で答弁いたします。
- 議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。
- 14番（遠藤宗弘君） じゃ、ここで改めて確認したいんですが、こういう姿勢で執行していた。じゃ、なぜ議決が必要なのかという法的な根拠はどこにあるというふうに理解しているんですか。
- 議長（新関善三君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、地方自治法の中にうたわれていると考えております。
- 議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。
- 14番（遠藤宗弘君） 誠に失礼な話なんですけど、法律や憲法を守って業務にあたりますということで、皆さんは宣誓までして役場の職員になった方です。なんでかんで議決が必要だというのは、地方自治法の96条でしょう。そこに明確にうたわれているんですね。こういうものを軽視してやられたのでは、議会の立場がないから私はこれは問題だということで強く主張した次第なんですよね。だから今後一切ね、議会の最大の権限なんですよ。町の予算についての議決がなければ1円たりとも執行はできな

いんだという、これはもう初歩中の初歩だと私は思うんですが、それがあえて踏みにじられようとしたんで、これは大変なことだと。そういう点では議会の権威を守るためにも議会の議長をはじめ町当局はもちろんですが、議会の権威を守るためにはやはり議長、副議長などを先頭にこういう立場を堅持するということを是非今後も貫いていただきたいと思いますという次第であります。

- 議長（新関善三君） はい、肝に銘じながらやらせていただきます。

ほかにございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

- 議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（新関善三君） 日程第5、議案第44号「平成24年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

- 保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第44号 平成24年度川俣町健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明した。

- 議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

- 2番（高橋道弘君） 私は、何点かお聞きをしたいんですが、先ほど前議案でも、前の議案で企画財政課長答弁したとおり、他の健康保険料と比べますと国保が一番安いんですね、実際は。それで今回ですね、1億300万円減額になるんだということなんですけど、大体これ当初予算に占める割合からいくと24%くらいなんですよ、これ減額になる。逆にいえば24%上げれば当初予算の国保税が歳入できるということになるんです。ほかの協会健保なり組合健保なり共済組合であれ、共済組合なんか11万2,000円だと言っているわけですから、それに対して国保は8万1,000円だと言っているわけですから、ここを上げなくちゃいけない金額と相当すると国保も自前でやっていけるという数字になる。逆な言い方をすると。そういった中で今回上げるわけですから、それなりの国保加入者以外の方々の理解も得られるような提案でないともずいと思うんですよ、私は。ですが、先ほどの課長の説明では、そういったことには全然触れてないんですね。単に国保の中の帳じり合わせの話であって。じゃ、共済健保、組合健保、協会健保に入っている方々がなんで負担をしなくちゃいけないのかというところには行かないわけですよ。理論としては。それでお聞きしたいんですが、でも、まずは課税対象の総所得額変わっているという、減額になっているんだと

言うんだけど、じゃ、22、23、24とどのくらいになっているんだか、金額と、どのくらいの減額になっているんだか、数字とパーセントでお知らせください。

それから国保加入者の数、22、23、24、これですね、どういうふうに変化しているんだか、そして全町民のどれだけの割合閉めているんだかお知らせください。

それから3つ目は、3年前に今の税率体系にするのにシミュレーション出しているわけですね。当局は。毎年医療費は5%伸びますということをその中で言って、だから5%ずつ上げていかないと国保会計は持たないんだと、こういうことを提案したわけですよ、3年前に。それで今の税率があるわけです。ですから、この3年前のシミュレーションが、じゃ、今回の措置後どういうふうな変化をしていくのか、今後どうするのか。さっき一般会計の補正のほうでも聞いたけども、答弁ないんだけど、もやもやという答弁なんですけど、来年度以降も含めてどういうふうな財源を確保しながら国保会計を運営をしていこうとしているのか、そのためにはシミュレーションが必要なんだから、そのシミュレーションを是非示していただきたい、こういうふうに思います。

それとともに、じゃ、そのシミュレーションどおりやっていくのか、これからない。やってかないのか。その基本方針は一般会計のほうでもさっぱり分からない答弁だったんで、基本的な考え方をきちっと示さないと、国保加入者だけがよくたって、それ以外の町民の方々が国保の加入者の分を自分たちの税金で負担するということですからね、これ一般会計から持ち出すということは。関係ない人たちが負担をするということなんです。だとすれば、国保加入者以外の方々が納得できる今後の運営の方針なり、今回持ち出す理由というものをもうちょっときちっと町民に説明できないとまずいと思いますので、今4点聞いた点、答弁をいただきたい。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 2番 高橋道弘議員のご質問にお答え申し上げます。

数値的な関係でのお質してございますが、24年度、23年度、22年度についての基準総所得金額などにつきましてのご質問でありました。今、まず24年度と23年度につきまして申し上げます。24年度基準総所得金額14億6,321万6,031円、23年度同じく総所得金額は、15億5,734万5,000円、増減率で申し上げますと6%の減であります。次に、固定資産税相当額について申し上げます。24年度、よろしいですか。被保険者数について申し上げます。24年度3,755人、23年度は3,949人、率で4.9%の減であります。世帯数24年度2,185世帯、23年度2,253世帯、率で3%の減であります。以上が23年度と24年度の比較であります。以上です。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ただいま皆さんのお手もとにお配りをしましたA3判の用紙ですが、これは議員お質しの3年前の平成22年6月の時点で全員協議会の説明資料ということで、見え消しになっておりますが、その後、平成22から23につきましては実績で、24年度

については当初予算ベースで見え消しで修正をしまして、本日皆さんのお手もとにお配りをしたもので、ただいま被保険者の数でこの上の表の右端に、被保険者推移で年間平均で世帯数と被保険者数、記載ございますが、先ほど町民税務課長は医療一般分の被保険者数と世帯数を申し上げましたので、全体ではこの数字になりますので、再度平成22年度につきましては世帯数が2,493、被保険者数は4,517でございます。ご覧いただきましたとおり22年までは決算の実績で、23も見込みではありませんけれども、ほぼ確定の数字でございます。

シミュレーションに従いますと、国民健康保険税額が中ほどの欄にありますけれども、1人当たりの税額をご覧いただきますと、24年度につきましては予算ベースでは1人当たり11万2,154円ということで42.2%の引き上げになってしまうがために現在24年です。24年の1人当たりの税額、この引き上げを措置するように現在税負担軽減対策をとったもので、以降、25年以降につきましても前回22年の引き上げの際にも毎年平均的には5%程度の税の伸びがないと、医療給付費の歳出のほうの平均伸び率で試算しますと、国保会計はもたないんだというふうな説明をしたところでありますけれども、ただ、ちょっと見直しをした中で一番左端の保険給付費でございますけれども、22年度の保険給付費が前年度を総額で下回っております。23年度の見込みにおきましても10億7,200万円ということで、前年度から3,300万円ほど少なくなっているんですね。これは被保険者数の減ということもありまして、22年から23年の被保険者数で4,517人から4,270人ですから247人ほど被保険者数で減っております。そういった関係から保険給付費が下がっておりますけれども、24年、25年、26年、27年につきましては、この欄の下の一番上にありますとおり、これまでの平均伸び率で3.74で計算をしたところでございます。そういった計算に基づきますと、今後5%台の国保税の増額をしなくてはならないわけでありまして、ただいまこのシミュレーションに従って今後国保税の引き上げを行うのかという質問もございましたが、予算につきましては保険給付費、歳出がいくらかかるか出るほうを固めまして、あとその歳出に必要な歳入のほうを確保する財源校正の予算、特別会計でございますので、現時点では単純に考えますと毎年5%の国保税の1人当たりの引き上げがないと、この特別会計は持たないというふうなシミュレーションとさせていただきました。以上です。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 2番 高橋議員の先ほどのご質問につきましてご答弁を申し上げます。

医療一般分の数字ということで申し上げます。平成22年度、基準総所得金額16億7,303万6,000円であります。22、23年度の比較では6.9%の減ということでございます。被保険者数について申し上げます。22年度4,226人、増減率22、23を比較すると6.6%の減。世帯数2,254世帯、比較で0.04%の減。以上です。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

- 2 番（高橋道弘君） これね、町長ですからね、前から私、言っているんだけど、基準総所得金額が 2 億なんぼ減っているわけだ、2 年間でね。多分この前の数字は 21 年度は多分 19 億だか 18 億だったと私は記憶しているんですよ。ですから 4 年間でもうほぼね、4 割近い所得金額の減になっているわけですよ。ですから、当然その少なくなった所得金額の中で国保税を賄おうと考えれば、大幅アップしかないわけですよ。所得金額が増えていれば大幅アップすることはなくて済むんですよ。川俣町の少子高齢化の状況からいけば、この傾向はますます続くわけですよ、歯止めがかかってないわけですから。そういった中で足りなかったから一般会計から持ち出してやればいいんだというだけの対策をとっていくと、従前取った基金取り崩して上げなければいいということで 4 年間やってきて、結局パーになって、基金がなくなったから今度は上げざるを得ないといって 22 年度に上げたわけじゃないですか。今回のこのシミュレーションも、町長いいですか、これ。24 年度は 42.2% 上げないとほんと合わないということを保健福祉課長のシミュレーションで言っているわけでしょう。それをゼロにしたわけでしょう、今回。1 円も上げないということにしたわけですよ。ということは 25、26、27 は大幅に上げていかなかったらばつじつま合わないということになるわけですよ。これ。ですから、今後の方針をどうするのかということが問われるわけですよ。だから、そこは今日答弁できないかも知れませんが、安易にその今年度こうするんだというだけではなくて、国保会計というのはもともと独立採算でやるというのが原則になっているわけですから、協会健保だって組合健保だって全部独立採算でやっているわけでしょう。そっちの方が保険料率は高いわけです。高いところで一生懸命頑張っている人たちの税金取ったものを一番安いところに突っ込んで上げないようにしましょうということは、国保加入者にとってはいいかもしれないけれども、それ以外の加入者にとっては保険料の二重取りと同じのわけですよ。これ。これがずっと続くなんていうことはあり得ないですよ。町民の方々が分かってくれば。ですからそこは基本的な方針をきちっと町長から聞きたいというのが私の 1 つ目。

2 つ目は、国保の持っている制度的な欠陥、これも前から申し上げておりますけども、例えばほかの健康保険組合であれ共済組合であれ、みんな所得にしか課税されないから、所得が伸びれば高く納めるだけなんです。ところが国保の場合は、上限を設けているから高額所得者にとっては非常に有利なんです。一定額を超えたら同じ保険料しか納めないんだから、国保の加入者というのは。ですから、あとは低所得者にとっても有利ですよ。一番真ん中で頑張っている自営業の方だとか、農家で一生懸命頑張って所得を上げている方だとか、そういった方々だけが 100% 負担が伸びてしまうということなんです。ですから、その制度改革については、町長だって町村長会議も何もあっていろいろ制度改革の要望をしているのは分かるんですけど、そのところを変えない限りは今のままだと全然その一般の、普通の本当に中間で頑張っている、上限までも届かなくて毎日一生懸命農業をやって、自営業をやって頑張っている方々だけが負担が伸びていくという、今の仕組みの中でやっていけば、国保に

入っているよりは違うものに入ったほうがいいということになっちゃいますよ。そうするとますます高額所得者と低所得者だけが国保に残って、矛盾だけが表面化をするという、すると誰も制度維持するためには一般会計から持ち出すしかないという悪循環に陥るわけですから、そこについては国が決めた法律だというだけではなくて、町長としてやはりどういうふうに制度改善していくのか。例えばほかの自治体が行っているように、前から私、申し上げてますが、資産割をなくし、所得割一本でいくとか、いろいろやり方あるわけですよ。自治体としての工夫だって。そういうことについての提案も見直しもなんにも提案されてないわけですよ、今回はこれ。ですから、そういったことについて町長がきっちりと方針を作って、それを事務レベルで案を固めて、それこそ国保運営審議会にかけて、そして尚且つですよ、一般会計から金を持ち出すのであれば、国保の運営審議会には当然ほかの加入保険に入っている人たちの代表を入れなかったら不平等ですよ。国保の人ばかり議論して決めたら不平等じゃないですか。一般会計で持ち出すんだから、今度は。だからそういった3つ目にはその制度、審議会の構成も変えますかということも私は聞いておきたい。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

質問のお質しのとおりであると私も思っております。と申し上げますのは、このシミュレーションで見えているとおり、上げざるを得なくなります。過去には議員も知っているとおりのかもしれませんが、20%も上げた時期もありましたし、やはりそういうことを乗り越えながら国保の健全財政を維持してきたということもございますので、今年度、今の川俣町における社会状況等を勘案していく説明申し上げましたが、このままで毎年、毎年一般会計から繰り入れしていくということについては、私はやはり理解を得るためにはなかなか厳しい面があると思っております。したがって、この方針等につきましては、国保運営審議会の中でも今の制度の見直しも含めて議論を深めながら、この国保会計の改正、改善について取り組んでいかなくちゃならないと思っております。お質しにありました所得割といいますか、資産割をなくするとか、そういう制度の改正についても議論の中に入れていかなくちゃならないと思っております。あの制度の中では低所得者については、これは軽減がございますから、きめ細かく。また、所得はいわれるとおり上限がありますから、そのとおりであります。中間層がどうしてもいかなるを得ないというようなことも現実であります。そういった制度の中のやつも改正をしていくということで、町村長大会等で申し上げておりますが、加えてもう一本は、国保制度そのものが制度の中身もありますが、保険者としては各自治体、市町村だけでなく県内一本でというような要望もしていることでありまして、この国保はいつも改正等についての身近な問題でございますので、怠ることなく取り組んでいかなくちゃならないと、そのように思っているところでございますので、議員のお質しの内容なども含めながら今後検討していきたいと思っております。なお、運審のメンバーにつきましては、現在は国保の運審、国保の対象者が運審のメンバーになっておりますので、今お質しにありましたようなこ

とも含めながら、理解を深めていくという意味では大事な事かと思っております。  
その点も含めて制度の改正の中で運審のことも含めて対応してまいりたいと思います  
ので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁いたします。

- 議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

- 議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

- 議長（新関善三君） なしと認めます。

これから議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（新関善三君） 以上で本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これをもって平成24年第7回川俣町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さ  
ました。（午後4時10分）

本臨時会で決定した事件は、次のとおりである。

議案第 4 3 号 平成 2 4 年度川俣町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 4 号 平成 2 4 年度か町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 五十嵐 謙 吉

同 署名議員 高野 善 兵 衛